

# 青森県報

号外第八十一号

平成十七年  
九月十六日  
(金曜日)

## 目 次

### 海区漁業調整委員会

- 東部海区管内の沿岸海域に來遊するさけ資源の繁殖保護の指示……………(事務局) ……一
- 西部海区管内の沿岸海域に來遊するさけ資源の繁殖保護の指示……………(同) ……二
- 西部海区管内におけるぶくはえなわ漁業の操業の指示……………(同) ……四

## 海区漁業調整委員会

### 青森県東部海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、青森県東部海区管内の沿岸海域に來遊するさけ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成十七年九月十六日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 新 田 常 雄

### 一 河口付近における操業の制限

- 1 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成十七年十月一日から同年十二月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

海 域	漁 業
五戸川河口 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 河口左岸から真方位三百三十九度三十分二百二十メートルの点 イ 点アから真方位六十九度三十分三百メートルの点 ウ 点エから真方位六十九度三十分三百メートルの点 エ 河口右岸から真方位百五十九度三十分二百二十メートルの点 奥入瀬川河口 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 河口左岸から真方位三百二十九度三十分二千メートルの点 イ 点アから真方位七十度三十分二千メートルの点 ウ 点エから真方位六十八度三十分二千メートルの点 エ 河口右岸から真方位百五十八度三十分千メートルの点 老部川河口(下北郡東通村) 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 河口左岸から真方位六度三十分千メートルの点 イ 点アから真方位九十六度三十分五百メートルの点 ウ 点エから真方位九十六度三十分五百メートルの点 エ 河口右岸から真方位百八十六度三十分千メートルの点	小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

ルの点	大畑川河口 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
ルの点	ア 河口左岸から真方位三百四度三十分五百メートルの点 イ 点アから真方位四十九度三十分千メートルの点 ウ 点エから真方位四十九度三十分千メートルの点 エ 河口右岸から真方位百四十四度三十分千メートルの点

2 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成十七年十一月十一日から同月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

海 域	新井田川及び馬淵川河口 八戸港八太郎北防波堤、八太郎北防波堤の突端から白銀北防波堤の東端を経て蕪島に至る直線、新井田川河口（八戸大橋の下流端をいう。）、馬淵川河口（八太郎地区北導流堤の突端から八戸市豊洲四番の北端に至る直線をいう。）、八太郎地区北導流堤及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域	漁 業	小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
-----	---	-----	-------------------------

3 1及び2に掲げる海域においては、平成十七年十月一日から同年十二月三十一日までの間、一本釣りによりさけを採捕してはならない。  
二 沿岸域における操業の制限

次の表の上欄に掲げる海域においては、平成十七年十月一日から同年十二月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を制限する。

海 域	最大高潮時海岸線から二百五十メートル以内の海域	漁 業	固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
-----	-------------------------	-----	------------------

最大高潮時海岸線から二百メートル以内の海域（下北郡風間浦村大字下風呂地先及びむつ市大畑町釣屋浜、通称赤岩地先の海域にあつては、水深七メートル以浅の海域）	小型定置漁業
--	--------

青森県西部海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、青森県西部海区管内の沿岸海域に來遊するさけ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成十七年九月十六日

青森県西部海区漁業調整委員会  
会 長 船 橋 正 良

一 河口周辺における操業の制限

1 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成十七年十月一日から同年十二月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

海 域	川内川河口 川内川河口中央から半径千五百メートル以内の海域	漁 業	小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
域	野辺地川河口 野辺地川河口中央から半径五百メートル以内の海域	漁 業	固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
域	清水川河口 清水川河口中央から半径五百メートル以内の海域	漁 業	小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

2 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成十七年九月二十日から同年十二月二十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

<p>十三湖水戸口 十三湖水戸口中央から半径千メートル以内の海域</p>	<p>海 域</p>	<p>中村川河口 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 河口左岸から真方位二百六十三度三十分三メートルの点 イ 点アから真方位三百四十七度三十分五百メートルの点 ウ 点エから真方位三百四十六度三十分五百メートルの点 エ 河口右岸から真方位七十三度三十分三百メートルの点</p>	<p>漁 業</p> <p>小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業</p>
<p>赤石川河口 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 河口左岸から真方位二百四十六度三十分三メートルの点 イ 点アから真方位三百三十六度三十分五百メートルの点 ウ 点エから真方位三百二十二度三十分五百メートルの点 エ 河口右岸から真方位五十二度三十分三百メートルの点</p>	<p>漁 業</p> <p>小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業</p>		
<p>追良瀬川河口 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 河口左岸から真方位二百二度三十分五百メートルの点</p>	<p>漁 業</p> <p>固定式さし網漁業及びはえなわ漁業</p>		

<p>トルの点 イ 点アから真方位三百九度三十分八百五十メートルの点 ウ 点エから真方位三百九度三十分八百五十メートルの点 エ 河口右岸から真方位二十度三十分千メートルの点</p>	<p>漁 業</p> <p>固定式さし網漁業及びはえなわ漁業</p>
<p>笹内川河口 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 河口左岸から真方位百五十二度三十分五百メートルの点 イ 点アから真方位二百四十一度三十分五百メートルの点 ウ 点エから真方位二百三十三度三十分五百メートルの点 エ 河口右岸から真方位三百一十五度三十分五百メートルの点</p>	<p>漁 業</p> <p>固定式さし網漁業及びはえなわ漁業</p>

3 1に掲げる海域においては、平成十七年十月一日から同年十二月三十一日までの間、また、2に掲げる海域においては、平成十七年九月二十日から同年十二月二十日までの間、一本づりによりさけを採捕してはならない。

二 沿岸域における操業の制限

1 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成十七年十月一日から同年十二月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

<p>海 域</p> <p>東津軽郡外ヶ浜町字平館、金釜岩（鉾ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線及び北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線との間における最大高潮時海岸線から二百五十メートル以内の海域</p>	<p>漁 業</p> <p>固定式さし網漁業及びはえなわ漁業</p>
---	------------------------------------

東津軽郡外ヶ浜町字平館、金釜岩（鉾ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線及び北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線との間における最大高潮時海岸線から二百メートル以内の海域	小型定置漁業（いわし、あじ、いかを対象とした小型定置漁業を除く。）
---	-----------------------------------

2 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成十七年九月二十日から同年十二月二十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

海 域	漁 業
北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線以南の日本海における最大高潮時海岸線から二百五十メートル以内の海域	底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線以南の日本海における最大高潮時海岸線から二百メートル以内の海域	小型定置漁業（はたはたを対象とした小型定置漁業及び西津軽郡深浦町大字深浦通称鯿の淵を基点とした小型定置漁業を除く。）

三 さし採捕の制限

次の表の上欄に掲げる海域においては、同表中欄に掲げる期間中は、同表下欄に掲げる漁業によりさしを採捕してはならない。

海 域	期 間	漁 業
陸奥湾の海域及び東津軽郡外ヶ浜町字平館、金釜岩（鉾ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線以南の海域	平成十七年十一月十日から同年十二月十二日まで	小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

東津軽郡外ヶ浜町字平館、金釜岩（鉾ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線及び北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線との間における海域	平成十七年十月十日から同年十一月五日から同日八日まで	小型定置漁業（いわし、あじ、いかを対象とした小型定置漁業を除く。）、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線以南の日本海	別途指定する平成十七年十月十日から同月十八日までの間における五日間及び同年十一月五日から同月十四日までの間における一日	定置漁業、小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

青森県西部海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、青森県西部海区管内におけるふぐの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業について、次のとおり指示する。

平成十七年九月十六日

青森県西部海区漁業調整委員会  
会 長 船 橋 正 良

一 操業の制限

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、動力漁船を使用して行うふぐの採捕を目的とするはえなわ漁業（以下「はえなわ漁業」という。）の操業をしてはならない。ただし、はえなわ漁業の操業について、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者は、この限りでない。

1 制限海域

青森県西津軽郡船作崎灯台中心点の正西線以北、北津軽郡権現崎南灯台中心点

の正西線以南の青森県日本海沖合海域

ただし、沖合底引き網漁業禁止区域を除く。

2 制限期間

告示の日から平成十七年十二月三十一日まで

二 操業の承認

制限海域における承認期間においてはえなわ漁業を営もうとする者は、委員会が別に定める平成十七年度青森県西部海区ふくはえなわ漁業操業承認事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）により申請し、承認を受けなければならない。

1 承認期間

平成十七年十月一日から同年十二月三十一日まで

ただし、赤石川河口左岸から真方位三百二十度の線以南の海域においては、平成十七年十月一日から同月十四日までの期間内は操業してはならない。

三 承認対象者

青森県西津軽郡、つがる市、五所川原市及び北津軽郡に住所を有する者

四 承認対象船舶

総トン数十五トン未満船とする。

五 承認隻数

七十二隻以内とする。

六 操業時間

午前八時から午後三時までとする。

七 漁具の制限

漁具の総延長は三キロメートル以内とする。

八 漁具の標識

操業中の漁具には、漁具標識を明確にするとともに、船名を明記した名札を付さなければならない。

九 承認証の交付等

1 委員会は、承認したときは、別に定める操業承認証を交付する。

2 操業にあたっては、委員会が交付した操業承認証を携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

十 標識の表示

漁業の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の、船橋の両側の見やすい場所に別に定める標識を表示しなければならない。

十一 漁獲成績の報告

漁業の承認を受けた者は、操業終了後委員会に漁獲成績を報告しなければならない。

十二 委員会は、この指示に違反したときは、承認を取り消すことができる。

平成十七年度青森県西部海区ふくはえなわ漁業操業承認事務取扱要領

一 申請書の提出

1 操業承認申請書は、第一号様式により二部作成し、委員会事務局に提出すること。

2 操業承認申請書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上提出すること。

二 承認等の通知

委員会が承認したときは、その者の申請を取りまとめた漁業協同組合を経由して通知する。

三 承認証の交付

委員会が承認したときは、第二号様式による承認証をその者の所属する漁業協同組合を経由し、申請者又は操業責任者に手交する。

四 標識の様式

承認を受けた者が船舶の船橋両側面に表示する標識は、第三号様式のとおりとする。

五 承認証の書換え

承認証書換え交付の申請は、第四号様式によるほか、その手続きについては一から三までの規定を準用する。

六 承認証の再交付

承認証を亡失し、又はき損したときは、第五号様式により、速やかに承認証再交付申請書を提出しなければならない。その手続きについては一から三までの規定を準用する。

七 漁獲成績の報告

1 漁獲成績報告書は、第六号様式により一部作成すること。

2 漁獲成績報告一覧表は、その者が所属する漁業協同組合が第七号様式により取りまとめの上委員会事務局に提出すること。



第2号様式

ふぐはえなわ漁業操業承認証

住 所  
氏名又は名称

承認番号	青西海調認ふぐはえなわ第 号	
操業区域	青森県西津軽郡舳作崎灯台中心点の正西線以北、北津軽郡権現崎南灯台中心点の正西線以南の日本海沖合海域	
操業期間	平成17年10月1日から12月31日まで ただし、赤石川河口左岸から真方位320度の線以南の海域においては、平成17年10月1日から14日までの期間内は操業してはならない。	
根拠地港		
船 舶	船 名	
	漁船登録番号	A M
	総 ト ン 数	トン
	推進機関の種類及び馬力数	馬力
平成 年 月 日		
青森県西部海区漁業調整委員会長 印		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第3号様式

青海認ふぐなわ第 号

- 注1 各文字及び数字は、大きさ8センチメートル以上、太さ2センチメートル以上、間隔2センチメートル以上とする。
- 注2 文字は黒色とする。

第4号様式

ふぐはえなわ漁業操業承認証書換え交付申請書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

住所

氏名

印

ふぐはえなわ漁業操業承認証の書換え交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 承認番号 青西海調認ふぐはえなわ第 号
- 承認年月日 平成 年 月 日
- 書換えしようとする事項

現在の承認内容	書換えしようとする内容

- 書換えを必要とする理由

- 注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第5号様式

ふぐはえなわ漁業操業承認証再交付申請書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

住所

氏名

印

ふぐはえなわ漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 青西海調認ふぐはえなわ第 号
- 2 承認年月日 平成 年 月 日
- 3 亡失(き損)の理由

- 注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式

平成17年度ふぐはえなわ漁獲成績報告書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

住所

氏名

- 1 承認番号 青西海調認ふぐはえなわ第 号
- 2 船名及び登録番号 丸 AM -
- 3 漁獲状況

陸揚港	漁獲月	とらふぐ		その他のふぐ		その他	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
		kg	円	kg	円	kg	円
合計							

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。



第7号様式

平成17年度ふぐはえなわ漁業漁獲成績報告一覧表

漁協名

(単位 : kg・千円)

氏 名	魚種 漁獲月	とらふぐ		その他のふぐ		そ の 他		合 計	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
合 計	10月								
	11月								
	12月								
	計								

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭